

第 25 期 第 18 回
別海町農業委員会総会議事録

令和6年11月25日 開会

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 1 8 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 6 年 1 1 月 2 5 日)

○開催日時 令和 6 年 1 1 月 2 5 日 (月)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準） |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（25名）

会	長	27番	信	夫	重	勝
会	長	代理	26番	加	藤	真純

1番	羽	石	健	一	2番	加	藤	祐	介
3番	芳	賀		均	4番	阿	部	賢	浩
5番	石	森	裕	治	7番	押	田		二
9番	木	幡		誠	10番	佐々木	木		實
11番	竹	花	智	子	12番	猿	谷	忠	義
13番	畠	山	友	子	14番	市	川	義	晴
15番	藤	田	浩	義	16番	石	田	昌	樹
17番	及	川	哲	夫	18番	小	島		敏
19番	斉	藤	春	雄	20番	岸	本	正	明
21番	伊	藤	一	吉	22番	豊	島	千	秋
23番	目	黒	英	夫	24番	岡	崎	知	暢
25番	大	内	敏	光					

○欠席委員（2名）

6番	石	毛	剛	8番	山	田	良	雄
----	---	---	---	----	---	---	---	---

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川	畑	智	明
総務担当	主幹	成	瀬	広	子
農地調整担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	加	藤	智	也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

9番	木	幡	誠	10番	佐々木	實
----	---	---	---	-----	-----	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席 9 番 木 幡 誠

議席 10 番 佐々木 實

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 4 件、議案 5 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 18 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 25 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、6 番石毛委員、8 番山田委員の 2 名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。9 番木幡委員、10 番佐々木委員、以上 2 名を指名しますのでよろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 15 件ございます。1 号から 3 号については本年 10 月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため関係規定に基づき町長に対し買入れ協議の要請に取り組んだところ、この度、協議が整う運びとなったものです。4 号から 15 号については農地売買等事業により北海道農業公社が買入れた土地について、一時貸し付けを行う内容であります。旧所有者につきましては、4 号から 9 号が■■■さん、10 号が■■■さん、11 号が■■■さん、12 号から 14 号が■■■さん、15 号が■■■さんとなっております。今後の取り扱いについては後の議

案第4号で提案し御審議いただく予定です。

それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、
■-■外■筆、計■■■■■m²。農地の所有者、■■■■■
■番地の■■■、■■■■■。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、
成立。あっせん価格、売買で■■■■■円。

次号から第3号までのあっせん候補者につきましては同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、あっせん対象地、■■■■■-■外■筆、計■■■■■
■m²。農地の所有者、■■■■■番地の■、■■■■■。あっせん委員、
同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■■■
■■■■■円。

第3号、あっせん対象地、■■■■■-■外■筆、計■■■■■m²。
農地の所有者、■■■■■番地の■、■■■■■。あっせん委員、羽石委員
外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で■■■■■
■■■■■円。

第4号、あっせん候補者、■■■■■番地の■■■、■■■■■。あっ
せん対象地、■■■■■-■外■筆、計■■■■■m²。農地の所有者、
札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 小田原輝和。あっせん委員、山田委員外8名。あっせん結果、成立。
あっせん価格、賃貸借で年間■■■■■円。

次号から第15号までの農地の所有者、あっせん委員については同文です
ので朗読を省略させていただきます。

第5号、あっせん候補者、■■■■■番地の■■■、■■■■■。あっせ
ん対象地、■■■■■-■外■筆、計■■■■■m²。あっせん結果、
成立。あっせん価格、賃貸借で年間■■■■■円。

第6号、あっせん候補者、■■■■■番地の■■■、■■■■■。
あっせん対象地、■■■■■-■外■筆、計■■■■■m²。あっせ
ん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間■■■■■円。

第7号、あっせん候補者、■■■■■番地の■■■、■■■■■
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■。あっせん対象地、■■■■■-■外
■筆、計■■■■■m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で
年間■■■■■円。

第8号、あっせん候補者、■■■■■番地の■■■、■■■■■
■■■■■ ■■■■■。あっせん対象地、■■■■■-■外■筆、計■■
■■■■■m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間■■■■■
■■■■■円。

第9号、あっせん候補者、■■■■■番地の■■■、■■■■■。あっせ
ん対象地、■■■■■-■外■筆、計■■■■■m²。あっせん結果、

成立。あっせん価格、賃貸借で年間■■■■■■円。

第10号、あっせん候補者、■■■■■■番地の■■■、■■■■■。
あっせん対象地、■■■■■■－■■■外■■■筆、計■■■■■■m²。あ
っせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間■■■■■■円。

第11号、あっせん候補者、■■■■■■番地の■■■、■■■■■
■■■■■。あっせん対象地、■■■■■■－■■■外■■■筆、
計■■■■■■m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間
■■■■■■円。

第12号、あっせん候補者、■■■■■■番地の■■■、■■■■■
■■■■■。あっせん対象地、■■■■■■－■■■外■■■筆、計
■■■■■■m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間■■
■■■■■■円。

第13号、あっせん候補者、■■■■■■番地の■■■、■■■■■
■■■■■。あっせん対象地、■■■■■■
■■－■■■外■■■筆、計■■■■■■m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、
賃貸借で年間■■■■■■円。

第14号、あっせん候補者、■■■■■■番地の■■■、■■■■■
■■■■■。あっせん対象地、■■■■■■－■■■外
■■■筆、計■■■■■■m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で
年間■■■■■■円。

第15号、あっせん候補者、■■■■■■番地の■■■、■■■■■。あっせん
対象地、■■■■■■－■■■外■■■筆、計■■■■■■m²。あっせん結果、成
立。あっせん価格、賃貸借で年間■■■■■■円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。ここで、あっせんに当たられた
委員の説明を求めます。1号につきましては9番木幡委員、2号につきまし
ては10番佐々木委員、3号につきましては24番岡崎委員、4号から9号
につきましては2番加藤委員、10号につきましては18番小島委員、11
号につきましては7番押田委員、12号から14号につきましては19番齊
藤委員、15号につきましては22番豊島委員にお願いします。

それでは、1号につきまして9番木幡委員お願いいたします。

○9番 木幡委員

それでは説明いたします。■■■■■さんの離農に伴って北海道農業公社に買い
取ってもらうという案件です。5年後の取得者も決まっていますので、よろ
しくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして10番佐々木委員お願いいたします。

○10番 佐々木委員

はい、■■■■■さんの土地を北海道農業公社が買い入れる案件で、5年後の売

買も決まっていますのでよろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号につきまして24番岡崎委員お願いいたします。

○24番 岡崎委員

はい、御説明いたします。■■■■さんの農地を北海道農業公社が買い入れる案件でして、5年後の売買候補者も調整が付いていますのでよろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号から9号につきまして2番加藤委員お願いいたします。

○2番 加藤委員

はい、御説明いたします。■■■■さんの土地を賃貸で借りられていた4号から9号の皆さんが、北海道農業公社から5年後の買い取りを目指して賃貸をするものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、10号につきまして18番小島委員お願いいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。■■■■さんの後に入植した■■■■さんなのですけれども、5年後の北海道農業公社からの買い取りに向けて頑張っているところですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、11号につきまして7番押田委員お願いいたします。

○7番 押田委員

はい、御説明いたします。■■■■さんの土地を北海道農業公社が買い上げ、それを■■■■が5年間借りる案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、12号から14号につきまして19番斉藤委員お願いいたします。

○19番 斉藤委員

はい、報告します。■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、3件とも■■■■さんの離農の後の土地を5年間賃貸し、買い取るという案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、15号につきまして22番豊島委員お願いいたします。

○22番 豊島委員

はい、説明いたします。北海道農業公社が■■■■さんから買い入れた農地を5年間■■■■さんに賃貸借する案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

報告第1号の委員説明が終わりました。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は2件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第4号で提案し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]
[]。あっせん対象地、[]
[] - []外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]。あっせん委員、大内委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第2号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]
[]。あっせん対象地、[] - []外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]番地の[]、[]
[]。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。ここで、あっせんに当たられた委員の説明を求めます。1号につきましては9番木幡委員、2号につきましては10番佐々木委員をお願いします。

それでは、1号につきましては9番木幡委員をお願いします。

○ 9 番 木幡委員

説明いたします。先ほど北海道農業公社に買い上げてもらったところの残りの土地で、牛舎周りの古い施設等がある北海道農業公社の買い上げとならなかったところを売買する案件ですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして10番佐々木委員お願いします。

○ 10 番 佐々木委員

はい、こちら先ほど北海道農業公社の買い取りとならなかった場所を■■■■さんと■■■■さんに売買するものですので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和5年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和6年11月13日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日のみ朗読させていただきます。

第1号、申請者、■■■■番地の■■■■、■■■■
■■■■。土地所有者、■■■■番地の■■■■、■■■■
■■■■。砂計画高5，139m³に対し、出来高1，

800 m³。事業完了年月日、令和6年9月30日。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。ここで、調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

それでは、1号につきまして21番伊藤委員お願いします。

○21番 伊藤委員

はい、御説明いたします。11月13日に山田委員、岸本委員、事務局と確認してまいりました。現場は申請どおりきれいに整地されており、法面もきれいに整形されておりましたので、問題ないと確認してまいりました。よろしくをお願いします。

○議長（信夫会長）

報告第3号の委員説明が終わりました。ここで、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和3年度及び5年度に農地転用許可を行った案件につきまして令和6年11月13日に現地調査を行ったものです。報告内容につきましては申請時における計画どおりですので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

第1号、申請者、XXXXXXXXXX番地のXXXX、XXXXXXXXXX

■■■■。土地所有者、■■■■番地の■■■■、■■■■。
砂計画高 1 万 1, 5 8 2 m³に対し出来高 2, 7 6 5 m³。事業完了年月日、令和 6 年 1 0 月 3 1 日。

第 2 号、申請者、同上。土地所有者、■■■■番地の■■■■、■■■■。
土計画高 3 万 4 2 4 m³に対し出来高 2 万 7, 5 1 0 m³。事業完了年月日、令和 6 年 1 1 月 5 日。

第 3 号、申請者、■■■■番■■■■、■■■■
■■■■。土地所有者、■■■■番地の■■■■、■■■■。
砂計画高 1 万 7, 2 6 5 m³に対し出来高 3, 2 0 0 m³、火山礫計画高 1 万 1, 1 3 3 m³に対し出来高 0 m³、土計画高 6, 3 7 5 m³に対し出来高 0 m³。事業完了年月日、令和 6 年 1 1 月 1 2 日。

以上で報告第 4 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第 4 号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めます。1 号及び 2 号につきましては 2 1 番伊藤委員、3 号につきましては 2 0 番岸本委員にお願いいたします。

それでは、1 号及び 2 号につきまして 2 1 番伊藤委員お願いいたします。

○2 1 番 伊藤委員

はい、御説明いたします。1 号の■■■■さん、2 号の■■■■さん、それぞれ継続的に実施されている場所であり、きれいに整地されていて問題なしと見てまいりました。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3 号につきまして 2 0 番岸本委員お願いします。

○2 0 番 岸本委員

はい、御説明いたします。1 1 月 1 3 日に現地調査をしたところ、整地もされており特に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

報告第 4 号の委員説明が終わりました。ここで、報告第 4 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第 4 号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第 4 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第5 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。本案は3件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]—[]外[]筆、計[]m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和元年1月1日から令和11年9月30日まで。合意解約成立の日、令和6年11月12日。土地の引渡しの時期、令和6年11月12日。

第2号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]—[]外[]筆、計[]m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、平成22年6月26日から令和12年6月27日まで。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。

第3号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]—[]外[]筆、計[]m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和5年12月26日から令和10年10月31日まで。合意解約成立の日、令和6年11月8日。土地の引渡しの時期、令和6年11月8日。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 1 号につきまして原案のとおり北海道知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第 6 議案第 2 号

○議長（信夫会長）

日程第 6 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。次の者から農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第 3 条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]外[]筆、計[]㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため使用貸借するものである。借人は、農地所有適格法人設立のため使用貸借を受けるものである。貸借期間、許可日から 40 年間。

第 2 号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]外[]筆、計[]㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和 6 年 12 月 22 日から 40 年間。

第 3 号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]ー[]外[]筆、計[]㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和 6 年 12 月 22 日から 40 年間。

以上で議案第 2 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第 2 号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1 号につきましては 16 番石田委員、2

号につきましては4番阿部委員、3号につきましては3番芳賀委員にお願いいたします。

それでは1号につきまして、16番石田委員お願いいたします。

○16番 石田委員

はい、説明いたします。法人設立に伴い■■■■■さんの農地を■■■■■へ使用貸借する案件です。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして4番阿部委員お願いします。

○4番 阿部委員

はい、説明いたします。父、■■■■■さんから息子の■■■■■さんに使用貸借する案件ですが、湿地が多い土地ですけれども経営基盤がしっかりしていますので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号につきまして3番芳賀委員お願いします。

○3番 芳賀委員

はい、同じく親子間での使用貸借で継続案件になります。期限の到来に伴い引き続き長男である■■■■■さんが経営を行うものです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第7 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者

から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]外[]筆、計[]m²。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、計2, 589m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、[]番地の[]、[]。転用者氏名、[]番地の[]、[]。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきまして21番伊藤委員お願いいたします。

○21番 伊藤委員

はい、説明いたします。報告4号で完了届が出ていた案件の続きの土地を新たに採取するという案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第8 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第4号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第 4 号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 5 第 1 項第 6 号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により決定を求める。

本案は所有権の移転が 7 件、利用権の設定が 15 件となっております。所有権の移転の第 1 号から第 3 号と所有権の移転の 6 号及び 7 号については報告第 1 号及び第 2 号と内容が重複しますので、所有権の移転の内容から朗読させていただきます。

なお、内容につきましては所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限、当事者間の法律関係、所有権の移転をする者以外の権原者、調整委員のみを朗読させていただきます。

それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第 1 号、所有権の移転の内容、所有権の移転時期、令和 6 年 11 月 26 日。対価、[REDACTED] 円。対価の支払い期限、令和 7 年 1 月 10 日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第 7 号までの所有権の移転時期、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第 2 号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED] 円。対価の支払い期限、同上。所有権の移転をする者以外の権原者、帯広市西 5 条南 7 丁目 2 番地 1、北海道電力ネットワーク株式会社道東統括支店 電力部長 [REDACTED]。権原の種類、地役権。

第 3 号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED] 円。対価の支払い期限、同上。

第 4 号、所有権の移転を受ける者、[REDACTED] 番地の [REDACTED]、[REDACTED]。所有権の移転をする土地、[REDACTED] 外 [REDACTED] 筆、計 [REDACTED] m²。所有権の移転をする者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、対価、[REDACTED] 円。対価の支払い期限、令和 7 年 2 月 28 日。

第 5 号、所有権の移転を受ける者、[REDACTED] 番地の [REDACTED]、[REDACTED]。所有権の移転をする土地、[REDACTED] 外 [REDACTED] 筆、計 [REDACTED] m²。所有権の移転をする者、同上。所有権の移転の内容、対価、[REDACTED] 円。対価の支払い期限、同上。

第 6 号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED] 円。対価の支払い期限、令和 7 年 3 月 31 日。

第 7 号、所有権の移転の内容、対価、[REDACTED] 円。対価の支払い期限、同上。所有権の移転をする者以外の権原者、帯広市西 5 条南 7 丁目 2 番地 1、北海道電力ネットワーク株式会社道東統括支店 電力部長 [REDACTED]。権原の種類、地役権。

続いて利用権の設定です。

利用権の設定の第1号から第10号と第12号及び第13号については報告第1号と内容が重複しますので、設定する利用権から朗読させていただきたいと思います。

内容につきましては、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権の設定をする者、始期、終期、借賃、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係、調整委員のみ朗読させていただきます。

第1号、設定する利用権、始期、令和6年11月26日。終期、令和11年9月29日。借賃、年間[REDACTED]円。借賃の支払いの方法、毎年12月10日までに指定口座に振込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第 1 4 号までの始期、次号から第 1 0 号までの終期、次号から第 1 3 号までの借賃の支払いの方法、次号から第 1 5 号までの当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第3号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第4号、設定する利用権、借賃、年間 円。

第5号、設定する利用権、借賃、年間 円。

第6号、設定する利用権、借賃、年間 円。

第7号、設定する利用権、借賃、年間 円。

第8号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

第9号、設定する利用権、借賃、年間 円。

第10号、設定する利用権、借賃、年間 円。

第 1 1 号、利用権の設定を受ける者、[REDACTED]番地の[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED][REDACTED][REDACTED]。利用権を設定する土地、[REDACTED]一[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]m²。利用権の設定をする者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。設定する利用権、終期、令和 1 0 年 1 0 月 3 1 日。借賃、年間[REDACTED]円。調整委員、齊藤委員、加藤委員。

第12号、設定する利用権、終期、令和11年9月29日。借賃、年間■
■円。

第13号、設定する利用権、終期、同上。借賃、年間 円。

第14号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]
[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]
[redacted]－[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]
[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。設定する利用権、終期、令和11年9月3
0日。借賃、年間[redacted]円。借賃の支払いの方法、毎年11月3
0日までに指定口座に振込むものとする。調整委員、加藤委員、藤田委員。

第15号、利用権の設定を受ける者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。利用権を設定する土地、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、計[redacted]m²。利用権の設定をする者、[redacted]番地の[redacted]、

■■■■■。設定する利用権、始期、令和6年11月30日。終期、令和11年11月29日。借賃、年間■■■■■円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、小島委員、石田委員。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。

所有権の移転の1号から3号につきましては報告第1号で説明済み、4号及び5号につきましては北海道農業公社の買戻し案件、6号及び7号につきましては報告第2号で説明済み、利用権の設定の1号から10号及び12号、13号につきましても報告第1号で説明済みですので事務局説明のみとさせていただきます。

ここで、調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。利用権の設定の11号につきましては19番斉藤委員、14号につきましては2番加藤委員、15号につきましては18番小島委員をお願いいたします。

それでは、利用権の移転の11号につきまして19番斉藤委員お願いいたします。

○19番 斉藤委員

はい、報告します。議案第1号で解約のあった■■■■■さんの息子が後継者として法人化することになりましたので、改めて同じ面積の土地を法人化した■■■■■さんが借りるという案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、14号につきまして2番加藤委員お願いいたします。

○2番 加藤委員

はい、御説明いたします。■■■■■さんの土地を■■■■■さんが賃貸していましたが、合意解約された後に隣接されている■■■■■の■■■■■さんが同条件で賃貸する案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、15号につきまして18番小島委員お願いいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。■■■■■さんと■■■■■さんの賃貸についてですが、3年の賃貸が今月切れることから再度同じ内容で、今度は5年の賃貸をするものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。

それでは、議案第4号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を

求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第4号につきまして原案どおり決定します。

◎日程第9 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第5号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は4件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、■■■■■-■■■、面積計■■■■■㎡。利用状況、雑種地。所有者、■■■■■番地の■■■、■■■■■。

第2号、所在、■■■■■-■■■、面積計■■■■■㎡。利用状況、雑種地。所有者、■■■■■番地の■■■、■■■■■。

第3号、所在、■■■■■-■■■、面積計■■■■■㎡。利用状況、宅地。所有者、■■■■■番地の■■■、■■■■■。

第4号、所在、■■■■■-■■■■■外■■■筆、面積計■■■■■㎡。利用状況、雑種地。所有者、■■■■■番地、■■■■■。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては21番伊藤委員、2号及び3号につきましては20番岸本委員、4号につきましては5番石森委員をお願いいたします。

それでは、1号につきまして21番伊藤委員お願いいたします。

○21番 伊藤委員

はい、御説明いたします。■■■さんは5月に住宅部分の現況証明が出ていますが、今回新たに住宅と道路の接合部分の現況証明が必要となったため確認してまいりました。問題なしと見ていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号及び3号につきまして20番岸本委員お願いいたします。

○20番 岸本委員

はい、2号と3号一括して御説明いたします。11月13日に山田委員、伊藤委員、事務局と現地を見てまいりました。特に問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号につきまして5番石森委員お願いいたします。

○5番 石森委員

はい、御説明いたします。9月13日に山田委員、岡崎委員、事務局と現地を見てまいりました。非農地として見てまいりましたのでよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第5号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第18回総会を閉会します。